

「胎児標本問題から考える検証の必要性」
～ハンセン病問題は私たちの「今」を問い続けている～

【資料】

1. 胎児標本についての厚労省の発言

(1) 川崎 二郎厚生労働大臣発言（2006年6月14日「平成19年度予算大臣陳情の席」）
「ハンセン病問題については、『ハンセン病問題に関する検証会議』において再発防止のための提言を行うことを目的に、ハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的に検証が行われ、昨年3月に最終報告書が取りまとめられたところです。

特に、報告書に示されたとおり、多くの胎児標本、病理標本等がハンセン病療養所に、今なお、置かれていることについては、ハンセン病患者そしてご家族の方々が多大なる精神的苦痛を受けたことを思慮され、誠に遺憾とするところであり、厚生労働省を代表いたしまして、心からお詫びを申し上げたいと思います。

報告書が示されて以来、厚生労働省と皆様との間で胎児標本の供養等に向けた話し合いが進められてきていますが、今後、その話し合いに基づき、皆様方とともに、一体ごとに丁重な供養を実施するようただいま私事をいたしたところでございます。

また、今後、全ての国立ハンセン病療養所において、病理標本等の管理等に関する規程の整備や職員の医療倫理等の研修を行うなど、徹底した再発防止策を図ることと致しました。

皆様におかれましては、今後ともお体をご自愛いただき、健やかな毎日を送られますようお祈り申し上げます。」（出典：全療協ニュース第910号）

(2) 外山国立病院課長発言要旨（上記同日「平成19年度予算国立病院課陳情の席」）

「1. 胎児標本について

関係施設において、丁重に供養等を行うことを原則とする。

供養等に先立ち、関係施設と自治会において、両親等関係者の意向を前提に意見調整を行い、一体ごとに供養等に向けて対応することとし、供養等二はしかるべきに人間が参列し、当然、国としての謝罪の意を表明する。なお、両親等関係者とは両親を基本とするが、個々の事情をふまえ関係施設と自治会の間で協議を行って決定する。

両親等関係者が引き取って供養等をされる場合の供養等に要する標準的費用は関係施設が負担する。

関係施設と自治会は、両親等関係者のプライバシーの確保や精神的ケア等について最大限の配慮を行う。

関係施設内に慰霊碑等の建立を行う。また、その他の施設においても、当該施設と自治会との間で、慰霊碑の建立について協議を行う。

2. 病理標本等について

入所者の医療及び今後のハンセン病研究の必要性を考慮して、関係施設の長が特に必要と判断したものに限り引き続いて保存を行う。なお、保存される病理標本等のその後の取り扱いについては、今後、策定予定の病理標本等の管理に関する規定に基づき、適切に管理することとする。

保存される病理標本等以外は、関係施設において、自治会との協議の上、丁重に供養等を行う。

3. 検視の申し出に関する部分について

検証会議の報告書の中で提言されているのは、胎児標本のうち、生産児の可能性のある例について、全療協等の意見を踏まえ、関係当局に対して検死の申し出等を行えということです。これについては、ここで明らかにしておきたいと思います。

この件について、厚生労働省として、検察庁あるいは法務省等々と協議を重ねてまいりましたが、結論として、胎児等標本については死因を明らかにするために刑事訴訟法の第 229 条に基づく検死、いわゆる司法検死を用いることは相当ではないという見解をいただきました。その理由は幾つかありますが、まず、個人の刑事責任を追求することを目的としない以上、犯罪捜査の端緒たる司法検死にはなじまないという見解をいただいております。

また、本件は 110 数体のうち約半数の年代が分かっており、いちばん新しいので昭和 31 年という検証会議の報告がありますが、古いものでは大正時代、80 年以上前ということにして、時効が完成した事案ばかりであり、事件として立件できる見込みがあるものは皆無であるということです。

それから、既にこういった長年経過した死体等については、検死のみで死因を究明することは困難なため、結局司法解剖に委ねざるを得ないけれども、事件として立件できる見込みのないものを司法解剖することは妥当でなく、仮に解剖することは妥当でなく、仮に解剖したとしても、犯罪死の有無を判断することは困難と考える、という見解をいただいております。

そういうことでありまして、胎児等標本の存在は、言うまでもなく公知の事実になっておりまして、また、検死を用いることは相当でないという見解でありますので、そのようにしたいと思っております。」(出典：全療協ニュース第 911 号)

2 . 胎児標本慰霊祭の経緯

月 日	療 養 所 名	慰 霊 祭 の 呼 称
8 月 25 日	松丘保養園	「生まれることなく亡くなった子供達のための慰霊祭」
9 月 27 日	多磨全生園	「生まれることなく亡くなった子供達のための慰霊祭」
10 月 3 日	邑久光明園	「胎児等合同慰霊祭」
10 月 3 日	(長島愛生園)	「水子地藏慰霊式」
10 月 5 日	栗生楽泉園	(胎児標本供養)
11 月 7 日	栗生楽泉園	「胎児合同慰霊祭」
未 定	星塚敬愛園	
未 定	駿河療養所	

3. 慰霊祭で読み上げられた祭詞・祭文

【松丘保養園慰霊祭】

祭 詞

青森の森の木々と海の風薫る八月の空の下、ここ松丘会館において、赤松正雄厚生労働副大臣、三村申吾青森県知事、佐々木誠造市長および宮里光夫全療協会長をお迎えし、「生まれることなく亡くなられた二人の御子」の慰霊祭を挙げるにあたり、保養園創立以来御逝去された千五百九十二名、保育児童十五名の御霊に、謹んで祭詞を申し上げます。

二人の御子は、永らく、フォルマリン液に浸され、眠るようにして、保養園に保存されて参りましたが、御両親が、もし、我が子が、このように長きにわたって、茶毘に付されることなく、また、慰霊されることもなく放置されていたことを知ったら、どのように悲しまれたかを思うと、何とお慰めしてよいか、申しあげる言葉もありません。本日この場で、叶うことなら、お許しを頂きたく、深く深くお詫び申し上げます。

お二人が、何故この世に生を受けることが叶わなかったか、そして、何故、標本として保存されたかについては、明治四十年から平成八年まで続いた「法律十一号・・癩予防に関する件」、「法律五十八号・・旧癩予防法」、「法律二百十四号・・らい予防法」などに基き、連綿と続いた我が国のハンセン病対策の一環であったことは間違いありません。

平成八年の「らい予防法廃止に関する法律」公布まで、保養園のこのお二人と同じ境遇に置かれた御小達の存在は、全国のハンセン病療養所の奥深くに隠れておりましたが、平成十三年の「らい予防法違憲国賠訴訟事件」に対する熊本地裁判決以後、療養所の検証が進むにつれて、徐々にその全容が明らかになって参りました。

このお二人の御子は、他の無数の子供達と同じく、もしこの世に生を受けていれば限らない可能性を秘めた未来があった筈ですが、「らい予防法」の下でその命を開くことはできませんでした。またお二人には、それぞれの出生の経緯があったと推察されますが、しかし、どの様な理由があったにせよ、解剖標本という境遇のまま放置されたことは、許される行為ではありません。歴代の松丘保養園々長に代わって、伏してお詫び申し上げます。

本日のこの慰霊祭は、かつてハンセン病患者、回復者に加えられた非人間的な扱いの、そして日本のハンセン病対策の象徴としての「二人の御子」の霊位をお慰めするものですが、同時に、「らい予防法」下で、断種・墮胎を強制された保養園入所者の無念さと、「生まれることなく亡くなった無数のすべての御子達」を鎮魂するものでもあります。

日本の過去のハンセン病対策は、古来から在った患者・回復者の方々への偏見と差別を大きく助長してしまいました。しかし予防法が廃止され、また予防法が違憲であったという法的審判が下った今こそ、ハンセン病に対する差別と偏見の解消をはかる絶好の機会であろうと思われまふ。「標本として放置されたすべての御子達」への償いのためにも、今後とも、日本、そして、世界中からハンセン病に対する偏見と差別をなくす啓発を続けられまふよう、重ねて関係各位に強く御願ひ申し上げます次第です。

本日の「二人の御子」の慰霊祭にあたり、併せて、断種・墮胎を強制されて逝った物故者、そして「生まれることなく亡くなったすべての御子達」のご冥福をお祈り申し上げます。

御霊の平安をお祈りしつつ、祭詞と致します。

平成十八年八月二十五日

松丘保養園園長

福西 征子

(『甲田の裾』5号から転載)

慰霊の言葉

本日は、生まれることなく亡くなった子供達のための慰霊祭の開催にあたり、慰霊の言葉を申し上げます。

本日の慰霊祭の開催に当たり、厚生労働省を代表しまして、ここに謹んでご冥福をお祈り致します。

さらに、これまでに本園に、胎児標本が置かれてきたことにより、御両親はもちろんのこと、ご家族そして入所者の皆様が多大なる精神的苦痛を受けてきたことと思慮され、誠に遺憾であり、厚生労働省を代表しまして、心からお詫びを申し上げます。

厚生労働省としては、今後、このような痛ましい事案に対する深い反省に立ち職員の医療倫理等の研修を行うなど、徹底した再発防止策を図ってまいることとしております。

また、入所者の皆様が、これから先の療養生活においても、心健やかに過ごせるよう、改めて終生の在園を保障するとともに、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう、今後とも最大限努めてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、慰霊祭の開催に当たっては、入所者自治会の方々をはじめとして多くの皆様のご協力により、関係者の御意向を踏まえながら、一体ごとに丁重な供養等に向けた調整が進められたことに感謝申し上げます。入所者の皆様におかれては、今後ともお体を御自愛いただき、健やかな毎日を送られますようお祈り申し上げます。

ここに謹んで御冥福をお祈りさせていただき、慰霊の言葉とさせていただきます。

平成十八年八月二十五日

厚生労働大臣 川崎 二郎
厚生労働副大臣 赤松 正雄代読

祭 文

私は全療協を代表するとともに、すでに亡くなられた先輩療友たちの思いも帯し、2体の霊位に謹んで哀悼の意をささげ心からご冥福をお祈りいたします。

入所者であれば誰でも、何十年もの昔から、お互いに心を痛めてきたことでありながら、私は、私たちの力不足により、解決がこれほどまでにおくれたことを反省し、この際、この問題に関する全療協の立場を明確にしておきたいと思います。

一体、この胎児標本の問題は何を物語っているのでしょうか。

全国では松丘保養園、多磨全生園、ハンセン病研究センター、駿河療養所、邑久光明園、星塚敬愛園の六ヶ所で計115体の胎児が標本として残されていました。

今回、この松丘保養園における対象は2体ですが、果たして、これだけであったのでしょうか。もっと沢山あったのに、すでに処理され、2体だけしか残っていなかったのかも知れません。さらに、標本として残された胎児のほかに、どれほど多くの墮胎が行われ、芽生えた命が闇からやみに葬られたか、その実態について、まだ検証が済んだとはいえません。

もちろん、これは松丘保養園をはじめとする6施設に限らず、すべての療養所で例外なく行われていたこと、と断言していいでしょう。したがって、何れの施設においても、調査とともに相応の儀礼の尽くされるべきは当然です。

入所者に解剖を強制し、解剖天国とまでいわれながら、それが医学の進歩ないし臨床の発展にどれほど貢献したかも明らかでなく、死体の扱いおよび死体から摘出し、標本とされた患部等部位の保存・管理とともに、その杜撰さは一貫しており、この問題の解明も済んではいません。

いうまでもなく、これは強制隔離撲滅政策を象徴し、かつての療養所が如何に治外法権的で暴虐を極め、入所者の人権と人命をどれほど踏みじってきたかを証明するものです。

生まれるべく母体に宿った数限りのない命が、なにゆえに出生を断たれ、しかも、その一部が、胎児標本として無惨な姿を歳月にさらされることになったのか、私たちは、まだ納得のいく説明に接していません。

或いは、両手を握りしめ、母親のお腹の中にあった時と同様、逆立ちのまま、断ち切られたへその緒を液体に何十年もただよわせてきたのです。その子の母親であれば当然、一度でもいい、抱きしめ、お乳を含ませたかったことでしょう。

普通に生まれ、育っていれば、私たちの仲間の誰かと同じくらいの年齢に達していたはずですが。しかし、喜びや希望、あらゆる可能性から断たれてしまったのですから、握られたこぶしは怒り以外のなにものでもないと考えべきです。

しかも、そのこぶしは、母親のお乳でも、止めどのない涙をもってしても、決して解きほぐされることなく、今日に至ったのです。

私たちは絶対に、このことを忘れないでしょう。胎児のあなた方は名前もなくその生を終えられました。名前がないのですから、あなた方と呼ぶしかないのですが、あなた方には古里もありません。いや、本当に古里はないのでしょうか。あなた方の古里はここです。ここでしかありません。国立ハンセン病療養所があなた方の古里です。

あなた方の霊もきっと成長を遂げているはずであり、どうか私たちを見守っていて下さい。

私たちは、この問題をはじめ、ハンセン病問題の全面的解決のため、今後一層、頑張る決意です。

2006年8月25日

全国ハンセン病療養所入所者協議会

会 長 宮 里 光 雄

祭 詞

私たちは、ここ松丘保養園開園以来の物故者の霊位をお慰めするため、毎年秋に物故者慰霊祭を行っております。これらの各霊位は、過酷な療養生活の中で、筆舌に尽くしがたい苦難と忍従の末、無念の生涯を閉じざるを得なかった、まぎれもない日本のハンセン病行政の犠牲者であります。

しかしながら、この世に生を受けることを許されず、闇から闇に葬られて、意味もなく解剖標本としてホルマリン漬けにされたまま放置されてきた、お二人の御子の霊位に対しては、私たちは長い間、しかるべき思いを表明することなく、今日を迎えてしまいました。

もし、この世に生を受けていれば、お二人の御子の未来には無限の可能性があった筈であります。しかし、日本のハンセン病行政は、いとも簡単にその輝ける未来を潰してしまいました。お二人の御子は、あらゆる人間性を否定し、人が人として生きる権利を奪う、ハンセン病に対する絶対隔離による人権侵害の象徴です。

らい予防法違憲国賠訴訟の熊本地裁判決に基づく取り組みの中で、日本のハンセン病の歴史を検証するために設置された「検証会議」の最終報告書が、昨年三月に厚生労働大臣に提出されました。この報告書の中で胎児標本問題が取り上げられ、その内容はマスコミを通じて国民の知るところとなり、広く関心を集めています。

厚生労働省は、この「検証会議」における胎児標本の報告を受けて、去る六月十四日に、私どもハンセン病入所者協議会、各支部代表の前で、胎児標本問題について謝罪されましたが、本日、この式典にご臨席を賜っております厚生労働副大臣から、後ほどしかるべきお言葉があるかと思っております。

今、こうして茶毘に付され、小さな遺骨となったお二人の御子の前に立つとき、無限の可能性を秘めた人の命を、無惨に摘み取ってしまった罪の重さと共に、日本のハンセン病に対する絶対隔離政策への怒りが激しく湧いてくるのを覚えます。

本日のこの慰霊祭は、松丘保養園において、解剖標本として放置されてきた、お二人の御子の霊位をお慰めするものですが、同時に戦前、戦中、戦後を通じて、断種、墮胎を強制され続けた松丘保養園入所者の無念の思いを鎮魂するものでもあります。生まれることなく亡くなった御子達は、今日ここで慰霊されているお二人だけではないことを、私どもは決してわすれてはおりません。

今後、更に、無惨だったハンセン病の歴史の象徴としての胎児標本について、検証会議最終報告書の見解に従い、その再発防止に努めることを、および、ハンセン病に対する偏見と差別の解消のための啓発活動を強化することを、関係各位に重ねて強くお願い申し上げます。

いつの日か、日本から、そして世界中から、ハンセン病への偏見と差別が無くなる日が来たとき、その時初めて、生まれることが叶わなかった御子達への、私どもの償いの一つが成就するのだと思っています。ここに改めて、お二人の御子、そして、すべての生まれることなく亡くなった、御子達に哀悼の誠を捧げ、御霊の安らかならんことを切にお祈りして、祭詞と致します。

平成十八年八月二十五日

入所者自治会

会長 石川 勝夫

【多磨全生園慰霊祭】

祭 詞

ふくいくとした金木犀の香りが充ち、彼岸花の咲き乱れる全生園の会堂において、いま多くの関係者が集い、あなた方の霊位を前に、謹んで哀悼の意を捧げ、心からなる謝意を表明しなければなりません。

50年から80年という想像を絶する年月をホルマリン漬けにされ耐えてこられた、あなた方のみ霊に相まみえることになったのも、昨年3月「ハンセン病問題検証会議」の報告書が政府に提出され、あなた方の存在が明らかになったからです。

私たちは、自らの人権や人間としての尊厳を主張することに熱心ではあっても、わが国のハンセン病対策の最大の犠牲者であるあなた方の痛みや無念さを考えることを怠ってきたことを痛切に自己批判し深くお詫びをしなければなりません。

私は検証会議の一員として、各施設の胎児標本の検証に立ち合いました。そこで検証したものは、髪は黒々と生え、胎児というより、まさしく新生児、いまにも産声をあげ、お乳をふくませれば力強く吸えるようなりっぱな赤ちゃんが、しっかりとこぶしをにぎりしめたまま、相当数置かれていました。ある施設では、不透明な、汚れた容器の中で、濁ったホルマリン液に半世紀以上も無雑作に放り込まれていたとしか形容できない扱いをしている所もあり、管理者等関係者に人間の心があるのか、と怒りが沸騰するのを抑えることができませんでした。管理体制は何処も極めて杜撰で科学性に欠け、療養所における医療倫理感の欠除が検証会議においても指摘されました。

そしてこの胎児標本の問題ほど、入所者の人間としての尊厳を傷つけ続けているものはないと報告書に特筆されています。

いま、こうして茶毘に付され、小さな遺骨となってしまったあなた方の前に立つと、無限の可能性を秘めた人の命を無惨にも摘み取ってしまった罪の重さと、日本のハンセン病患者に対する強制隔離絶滅政策への怒りが激しく湧いてきます。

今日まで、6カ所の施設に115体の胎児標本が存在していることが検証会議により明らかにされましたが、私たちは、すべての療養所で例外なく墮胎が行われていたことを知っており、この件の検証と歴史的解明は、国の手によってさらに継続すべきです。闇から闇に処理され葬られた小さな人間の命の尊厳は、その検証によってしか回復しえないでしょう。

私たちは、小さな命の一つひとつが、丁重に供養され懇ろに葬られたからといって、この歴史的事実を決して風化させ忘れてはならないと肝に銘じています。

「忘れたい歴史でも、忘れると同じ失敗をする」といいます。

再発防止検討会も設置され、これから本格的に再びこうした過ちをくり返さずことのないように検討が進められようとしています。

あなた方の大きな犠牲を無にすることのないように、私たちは真の尊厳の回復を目指してたたかいぬくことを誓います。

どうか安らかにお眠り下さい。

2006年9月27日

全国ハンセン病療養所入所者協議会

会 長 宮 里 光 雄

事務局長 神 美知宏（代読）

慰霊のことば

「人の命は地球より重い」といいますが、人の生命を預かる医療の場において、過去半世紀の間に多数の胎児が犠牲となりました。検証会議の調査結果では、全国六施設に一一五体の胎児標本が保存されていることが判明しました。

当全生園では大正十三年から昭和三十年までの間に作成された胎児標本三十五体と、ハンセン病研究センター一体、計三十六体が確認されました。古いものは八十二年間、新しいものでも五十一年間、一体何のための保存だったのでしょうか。

国賠訴訟熊本判決の第一次原告 島比呂志さんは熊本地裁判決後、社会復帰しましたが、平成三年に亡くなりました。奥さんのきよ子さんは、平成元年四月に熊本判決を聞くことも亡くなりましたが、きよ子さんは生前「私の人生最大の痛恨時はあなたの命を宿すことができなかったことです」と、無念の想いを養女の昭子さんに語っていたそうです。

子を宿しても産むことを許されなかった人、子を宿すことさえ許されなかった人、時代背景を考慮しても「人間の尊厳」って何だろうと考えざるを得ません。まして胎児標本として長年保存された関係者の無念の想いは想像に余りあります。厚生労働大臣は、この世に生を受けることなく不当に犠牲になった胎児に対し、深く謝罪と哀悼の意を表しました。また、七月四日には登園に来訪、胎児標本に深々と頭を下げました。

ここに胎児三十六体の慰霊を行うにあたり、関係者の痛恨の想いを胸に、胎児の尊厳回復と慰霊を心よりお祈り申し上げます。

二〇〇六年九月二十七日

多磨全生園入所者自治会

会長

佐川 修

【 邑久光明園慰霊祭 】

慰霊のことば

私は国立療養所邑久光明園の現職の園長として、眼の前に置かれた 48 体の幼気ない胎児等に対し、心からの謝罪と深甚なる哀悼の真をささげるものでございます。

全療協の宮里会長は、松丘保養園の慰霊祭の祭文の中において、「胎児のあなた方は名前もなくその生を終えられました。名前が無いのですからあなた方と呼ぶしかないので」と述べておられます。私にも今日ここで「あなた方」と呼ぶことをお許し下さい。

あなた方は、一体何のために当然与えられるべき生が与えられなかったのでしょうか。何のためにあなた方は、冷たいホルマリンの中に浸り続けられなければならなかったのでしょうか。

私は、2002 年 10 月に始まったハンセン病問題の検証会議の一委員として、しかもこの問題の検証の責任ある立場に任せられ、全国の 115 体の胎児等を検証する中で、強い胸のいたみとともに深く考えさせられました。そして 2 年半の苦渋に満ちた検証のあと得られた結論は、極めて明解でしかも単純なものでありました。「医の倫理の欠如」これ以外には説明する言葉は見当たらないのです。もちろんこの言葉のみでこの問題を終わりにしてよいとは決して思いません。さらなる生命倫理を根底においた丁寧な検証が不可欠であることは言うまでもありません。

こと、光明園の場合を振り返ってみますと、私は 1994 年 4 月当園の 8 代目の園長として就任いたしました。当然、園長を引き継ぐときの「引継書」にもあなた方の存在は、一行も書かれてありませんでした。あなた方の存在を知ったのは 1997 年頃だったと思います。それにしても、あなた方の存在を知ってからの 10 年間、努力したにもかかわらず問題の解決に何ら進展も無かったのです。既にこのことからして許されてしかるべきことではありません。

宮里会長はさらに祭文の中で「いうまでもなく、これは強制隔離、撲滅政策の象徴で、かつての療養所が如何に治外法権的で暴虐を極め、入所者の人権と人命をどれほど踏みこじって来たかを証明するものです」と述べられました。將に至言です。

ハンセン病療養所において、園長をその頂点とする医療従事者のヒエラルヒー、就中医師達の非倫理性、否、無倫理性が、その原因の最大のものであったと思わざるを得ません。さらに現在の私達の中にも、少なからずその部分が残在している現実を知るとき、極めて強い憤りを感じると同時に、深い反省の念にかられるものでございます。

私には、この問題に関していろいろなところで述べられる「再発防止策の徹底」とか「偏見・差別に対する啓発の更なる推進」といった言葉が、しごく虚しい言葉としてしか感じられません。この問題は、それ以前に生命倫理の問題であり、人間としての基本的な尊厳の問題であると思います。その様な空虚な言葉だけでは決して責任を免がれるものではないと思うからです。

らい予防法が廃止されてから 10 年、もしあなた方がこの世に生を受けていたなら、社会で活躍された方もいらっしゃるでしょうし、何人かの入所者があなた方の下に社会復帰できた可能性も否定できません。これは単なる一例であり、この事一つとっても、いかに大きな間違いであったかは明らかです。しかし、今はただ祈ることしか出来ません。

これまで邑久光明園で働いてきた歴代の全園長を頂点とした医師達及び医療従事者すべての職員を代表して、改めて心からの謝罪の意を表し慰霊の言葉といたします。

安らかに眠り下さい。

平成十八年十月三日

国立療養所邑久光明園長

牧 野 正 直

祭 詞

ふくいくとした金木犀の香りが充ち、萩が咲き乱れ、ここ瀬戸内にも、さわやかな秋が訪れました。

いま、私たち多くの関係者が光明園の会館に集い、あなた方の霊位を前に、謹んで哀悼の意を捧げ、心からなる謝意を表明しなければなりません。

約50年から70年という想像を絶する年月を冷たいホルマリン漬けにされ耐えてこられた、あなた方のみ霊に相まみえることになったのも、昨年3月「ハンセン病問題検証会議」の報告書が政府に提出され、あなた方の存在が明らかになったからです。

私たちは、自らの人権や人間としての尊厳を主張することに熱心ではあっても、わが国のハンセン病政策の最大の犠牲者であるあなた方の痛みや無念さを考えることを怠ってきたことを痛切に自己批判し深くお詫びをしなければなりません。

私は検証会議の一員として、各施設の胎児標本の検証に立ち合いました。そこで検証したものは、髪は黒々と生え、胎児というより、まさしく新生児、いまにも産声をあげ、お乳をふくませれば力強く吸えるようなりっぱな赤ちゃんが、しっかりとこぶしをにぎりしめたまま、相当数置かれていました。小さなこぶしを開き母親の乳房をまさぐることは許されなかったのです。

ある施設では、不透明な、汚れた容器の中で、濁ったホルマリン液に半世紀以上も無雑作に放り込まれていたとしか形容できない扱いをしている所もあり、管理者等関係者に人間の心があるのか、と怒りが沸騰するのを抑えることができませんでした。管理体制は何処も極めて杜撰で科学性に欠け、療養所における医療倫理感の欠除が検証会議においても指摘されました。

そしてこの胎児標本の問題ほど、入所者の人間としての尊厳を傷つけ続けているものはないと報告書に特筆されています。

あしたには茶毘に付され、あらためて旅立ってゆかれるあなた方を前にして思うことは、何ごとにもかえがたい尊い命を無惨にも摘み取ってしまった罪の重さと、日本のハンセン病患者に対する強制隔離絶滅政策への怒りが激しく湧いてきます。

いまは亡き、伊藤保さんは、次のような短歌を詠んでいます。

「これの世に生まれてわずかの息を吸い死にゆく吾子は掌を開きたり」

今日まで、6カ所の施設に115体の胎児標本が存在していることが検証会議により明らかにされましたが、私たちは、すべての療養所で例外なく墮胎が行われていたことを知っており、この件の検証と歴史的解明は、国の手によってさらに継続すべきです。闇から闇に処理され葬られた人間の命の尊厳は、その検証によってしか回復しえないでしょう。

私たちは、尊い命の一つひとつが、丁重に供養され懇ろに葬られたからといって、この歴史的事実を決して風化させ忘れてはならないと肝に銘じています。

「忘れたい歴史でも、忘れると同じ失敗をする」といいます。

再発防止検討会も設置され、これから本格的に再びこうした過ちをくり返さずことのないように検討が進められようとしています。

あなた方の大きな犠牲を無にすることのないように、私たちは真の尊厳の回復を目指してたたかい抜くことを誓います。

どうか安らかにお眠り下さい。

2006年10月3日

全国ハンセン病療養所入所者協議会

会 長 宮 里 光 雄

事務局 長 神 美知宏（代読）

祭 文

本日ここに、ささやかな祭壇を設け、来賓として、厚生労働大臣 柳澤 伯夫様代理 白石順一大臣官房審議官、岡山県知事 石井 正弘様、のご臨席を賜り又、大阪府知事代理 酒井忠男保健福祉室長、瀬戸内市長 立岡脩二様、全国ハンセン病療養所入所者協議会事務局長 神 美知宏様のご参列を頂き他京都府をはじめ十九県の担当官また、弁護士の方先生方他各支援団体を迎え、胎児等合同慰霊祭を執り行われるにあたり、謹んで御霊に対し哀悼の言葉を捧げます。

昭和十三年四月二十七日 この地に「光明園」として再興された年より昭和三十二年四月迄の間における胎児等の墮胎手術の標本として残されている数は四十八体に及びます。そのうち身元が判明しているのは二十七体、二十一体については身元不詳と、いかに施設当局が、杜撰な管理のもとで取り扱ってきたか、強い怒りを覚えるものであります。

また、標本として、残されていない墮胎手術並びに、カルテにも記されていない、墮胎手術の数を合わせると、どれ程の胎児等が、この世から抹殺されたことか、どう云う形で葬られたか分かりません。胎児等標本として分かっているのは、昭和三十二年迄ですが、その後、昭和四十年代まで墮胎手術が行われたと聞いて居ります。

あなた方は胎児等標本として長い年月放置の状態に在ったことを想いますとき万感胸に迫り深い悲しみの中でこうして、胎児等合同慰霊祭を行う事が出来ましたこと、そして多くの人々が昔、ハンセン病療養所内では、こんな醜い出来事が有ったことを伝えることがせめてもの償いと考えるものです。

胎児等標本が、医学的に役立ったと云うこともなく、ただ々ハンセン病患者の子孫を残さない為の国の政策であったと云えます。

光明園開園当時は日中戦争の最中で、第二次大戦へと移行する、いわゆる戦時体制の時代背景があったとしても、昭和二十三年七月十三日「国民優生保護法案」法律百五十六号として公布されましたが、それ迄の墮胎手術（ワゼクトミーを含む）は法的に基づかない手術であり、なぜ国はその事実を黙認してきたのでしょうか、日本ハンセン病政策の誤りが、この一点に集中していると考えられるものです。あなた方四十八体は、六十八年より四十九年の永きに亘り、ホルマリン漬けにされていましたが、本日を境にして、やっと解放され天国の父、母の元へまた、遺族の元へ還られる時が参りました。安らかな時の流れが備えられることを願うものであります。

あなた方の御霊のご平安を衷心より祈念して祭文といたします。

平成十八年十月三日

邑久光明園入所者自治会
会長

【栗生楽泉園慰霊祭】

慰霊のことば

木々の錦も色褪せ、木枯らしの吹く頃となってまいりましたこの栗生の地に、療友、職員が相集い、多くの御来賓の皆様の御列席を賜りますなか、十三柱と言われる幼い御霊、ちなみにこの十三柱の内には故加藤順一様、故桜井眞理子様のお霊も含まれております、また、母の胎内で生を受けながらこの世に生まれ出ずることの出来ないませんでした、更に小さな御霊達をお迎えして、しめやかに慰霊祭が執り行われようとしております。

皆様のご両親達は突然、当時不治と言われた病に侵され、追われる如く住みなれた故郷を離れ、当園で暮らすこととなりました。確かな治療法もなく、更に追い討ちをかけるが如き、いわれなき偏見と差別に満ちた生活を強いられることとなりました。また、先の大戦を挟んだ厳しい時代背景のなかで、更に辛い生活となっていったのです。

このような中で皆さんは貴い命を授かったのです。しかしこの世で成長しながら楽しい生活を送ることもなく、御両親と睦みあうこともかなわず、深い闇の底に沈んでしまったのです。この闇の中に救いの手は差し伸べられることなく、半世紀以上も供養されないまま、小さな御霊達が宙にさまよっていたのです。しかし検証会議により、故加藤順一様の御遺体も標本として、国立感染症研究所ハンセン病研究センターに保存されておりました事が判明いたしましたので協議の上、日を選んで、同センターより後御返還いただき、十月六日に葬儀を執り行ない、同日やっと五十五年ぶりに親子が再会し安らかに眠ることを得たのです。また桜井眞理子様の御霊もやっと納骨堂で休む事が出来ることとなりました。

しかし、この二柱の他の数多の御霊が供養されることなく半世紀以上の長きにわたって放置されて参りました事はまことに遺憾であり、ここに深くお詫び、申し上げます。

「御供養がこの様に遅くなってしまい、

まことに申し訳ございませんでした」^{もと}

皆様は只今、本慰霊祭によりやっと当園に戻ることができ、先に眠る多くの療友達と共に静かに過ごす事がができる様になったのです。また慰霊碑の建立計画も進んでおり、療友達の眠る納骨堂の^{ほとり}辺に設ける予定でありますことをご報告いたしまして、私の慰霊のことばといたします。

安らかにお眠り下さい。

平成拾八年拾壹月七日

国立療養所栗生楽泉園園長

東 正明

慰霊のことば

山野を彩った紅葉の錦に別れを告げようとしており、間もなく厳しい冬を迎えるここ楽泉園の会堂に多くの関係者が集い、この世に生を受けることのできなかつた、あなた方26体の霊に対し、皆様と共に謹んで哀悼の意を捧げます。

日本のハンセン病問題全般にわたる歴史を検証することを目的に、設置された検証会議が昨年3月、報告書を厚生労働大臣に提出いたしました。その中で全国6ヶ所の療養所に115体の胎児がホルマリン漬けの標本として保管あるいは放置されていたことが判明しました。

当楽泉園ではハンセン病センターに移して保管され、8月に約55年ぶりに戻り、先月お葬式が行われた佐藤順一君だけでした。しかし本日ここにお慰めする霊位はこの他に園独自で処理したと伺いましたホルマリン漬けの標本12体、更にカルテその他によって確認された13体の合計26体ということでもあります。

人間の尊厳や人権を無視し、地球より重いといわれる尊い命の芽を、無惨にも摘み取ってしまい、闇から闇に葬り去ってしまった強制隔離、撲滅政策と、それを許し、実行した為政者に対する怒りが、今ここに立つと改めて沸々と湧いてくるのを押さえ切れません。今日まで保管されていた標本等は病理学的にも十分な管理、保管がなされていたとは言えず、標本としての価値は無かつたはずで、従って標本等が本来果すべき医学の進歩、あるいは臨床発展への寄与は皆無であったと思われまふ。

胎児等の標本の保管が管理の杜撰さも含めて科学性に欠けていたばかりか、療養所における医療倫理感の欠如が検証会議においても強く指摘されました。

なぜ、50年から60年もの永い年月、とうてい管理とはいえない杜撰さの下で放置されてきたのか、まだ十分な検証が行われておらず、この検証こそ急がなければなりません。

あなた方は、生まれることなく亡くなつた御子たちです。

胎児標本の検証に立ち合つた検証会議の委員によれば、髪は黒々と生え、胎児というよりまさしく新生児、今にも産声をあげ、お乳をふくませれば力強く吸えるような立派な赤ちゃんが、しっかりとこぶしをにぎりしめたまま相当数あつたということです。しかし、小さなこぶしを開き母親の乳房をまさぐることは許されなかつたのです。

この世に生を受けていれば、あなた方には無限の可能性があつたはずであります。

人としてのあらゆる可能性を奪つた罪に国はどんな償いをしようとしているのでしょうか。

わが国のハンセン病政策の最大の犠牲者ともいふべきあなた方の悲しみや無念さに触れることを怠り、何の思いも及ばさなかつた私たちにもまた、今はこうして花を手向け、手を合わせて、安らかなお眠りを祈ることしかできません。

今後はみなさんの思いをそれぞれの胸にしっかり刻み、みなさんの大きな犠牲を無にすることのないように、真の人間としての尊厳回復を目指して闘い抜くことをお誓い申し上げます。

どうか、私たちの行く末を見守つて下さい。

そして、安らかにお眠り下さい。

2006年11月7日

全国ハンセン病療養所入所者協議会
会長 宮里光雄
中央執行委員・藤崎陸安(代読)

声 明

来る七日に開催される慰霊祭は、当初施設側との協議を重ねる中で、「墮胎児合同慰霊祭」とすることを合意し、また式次第中にハンセン病訴訟弁護団代表の慰霊の辞についてもこれを合意していたにも関わらず、突然厚労省より施設当局に対し、「墮胎児合同慰霊祭」の「墮」を削除し、同時に弁護団の「慰霊の辞」を断るようにとの干渉があり、ために東正明園長自ら私たち自治会に対し、「園長の立場上これを受け入れなければならない」との強い申し入れがあり、私たち自治会は医師である園長よりの懇願を、療養の身故にやむなく受け入れざるを得なかったが、本日自治会執行委員会を開いた結果、私たち自治会は厚労省のこうした干渉には激しい怒りをおぼえ抗議するとともに、このたびは園長の下で「療養」している状態のため、園長の申し入れを受け入れざるを得なかったことを確認した。したがって来る七日の慰霊祭は私たち自治会としてはあくまで納得いかぬまま開催され、納得がいかぬまま出席することを茲に声明する。

2006年11月2日

栗生楽泉園入園者自治会長 藤田三四郎